

# 令和8年度晴れの国ガストロノミーツーリズム促進事業（岡山×香川 つながる食の大博覧会）企画運營業務委託仕様書

本業務は岡山県会場でのイベント企画運営及び香川県会場の出展に係る事務局業務を委託するものである。

## 1 趣旨等

### (1) 経緯

令和6年度から香川県と連携し、両県の食の魅力を広く発信し、誘客促進及び観光消費額の拡大につなげるため、「つながる食の大博覧会」を開催し、子育て世代をはじめ多くの方に来場いただき、食を通じた地域の魅力発信に取り組んできた。

### (2) 課題

その土地ならではの食材を生かした食文化を楽しみ、旅するガストロノミーツーリズムは、世界的なトレンドとなっており、「瀬戸内」をテーマに香川県と連携し、両県の食文化を紹介することにより、広域周遊の促進につなげる必要がある。

また、新たなご当地グルメを発掘・発信する場づくりを行うことで、県内周遊の促進や、リピーターの獲得につなげるとともに、事業者間の新たな連携を生み出し、商品の魅力強化や販路の拡大につなげ、ガストロノミーツーリズムのコンテンツ充実を図る必要がある。

### (3) 取組方針

上記課題の解決を図るため、引き続き、香川県と連携し、両県で大型の食のイベントを開催し、次の取組を進める。

#### ア 地域産品を生かしたご当地グルメの発掘・発信

人気のご当地グルメに加え、地域ならではの食材や文化・歴史等を活用して新たなご当地グルメづくりに取り組んでいる団体や、外からの視点で晴れの国おかやまの食材の魅力に着目し、新商品の開発に取り組む移住者などの参加を促進し、多彩な食の魅力を訴求する。

#### イ 若者の活動PRの場づくり

県内の大学生や高校生によるワークショップやステージイベントを実施し、地元の食材を活用した若者の活動発信の場づくりを行う。

#### ウ 出展事業者間の連携支援

イベントを通じて出展者同士のマッチングを促進し、地域間の食材のコラボレーションによる商品の魅力強化や販路拡大につなげる。

## 2 事業概要

### (1) 名称

令和8年度晴れの国ガストロノミーツーリズム促進事業（岡山×香川つながる食の大博覧会）

(2) 主 催

岡山県、晴れの国おかやま観光キャンペーン推進協議会  
一般財団法人かがわ県産品振興機構、「かがわの食」Happyプロジェクト実行委員会

(3) 開催日時（予定）

令和8年9月19日（土）、20日（日）10時～16時  
※香川県会場は、令和8年5月30日（土）、31日（日）

(4) 開催場所（予定）

コンベックス岡山 大展示場（岡山市北区大内田）  
※会場については、県において仮予約済  
※香川県会場は、サンメッセ香川（高松市林町）

(5) 実施内容

- ア 両県の食に関する県産品の魅力発信及び販売（特産品、グルメ）  
約60ブース（岡山30ブース、香川30ブース）を予定  
※香川会場も約60ブース（岡山30ブース、香川30ブース）を予定  
※特産品ブース：ご当地グルメブース＝7：3程度を想定
- イ ステージイベント、ワークショップ等の実施  
大学生や高校生による地元の食材を活用したステージイベントやワークショップを予定

(6) 来場見込み

30,000人

### 3 委託業務内容

#### **【出展事務局（岡山県会場）】**

(1) 企画調整

関係各所と連携し、1（3）の取組方針に沿った内容となるよう、効果的なイベント開催に向けて企画立案及び準備調整を行うこと。

ア 会場レイアウト図作成

- ・来場者が滞留せず、スムーズに購入、移動、飲食ができる会場レイアウト図（看板・案内図等含む。）を作成すること。なお、レイアウト作成に当たっては、子育て世帯や障害のある者等にも配慮したレイアウトとなるよう工夫すること。
- ・出展者が物販や飲食の提供をスムーズかつ安全にできるようなレイアウトとすること。
- ・企画提案に係るイベント実施に必要な場所や設備を確保し、会場レイアウト図に記載すること。
- ・会場設営に係るブース及び基本設備、その他仕様や現場での指示に伴う設備については、受託者が調達・設置するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

## イ イベント実施計画

- ・提案企画を基に、県及び関係者と協議の上、効果的で安全なイベント実施計画を策定すること。
- ・統括責任者及び委託業務に携わる関係者を明記し、緊急連絡先など必要な事項を記載するとともに、全体の管理・指揮命令系統等が分かる連絡体制を構築し、体制図として盛り込むこと。
- ・契約期間中の全体スケジュールを作成すること。なお、詳細スケジュールについては、県と協議の上、決定するものとする。

## ウ 準備調整

- ・イベント実施計画に沿って、実施に向けた関係者との連絡調整、必要設備や備品、人員の手配等を行うこと。

## エ 出展者調整

- ・県が提示する両県の出展候補者（行政・団体）の調整を行うとともに、出展者に対して出展に係る連絡・調整等を行うこと。
- ・出展者に対し、出展マニュアルを作成し、事前周知（必要に応じてオンライン説明会開催）を行うこと。
- ・イベント開催前までに、出展者の健康状態を確認するチェックシートを取りまとめること。
- ・各出展者からの出展者情報、出展内容、備品の追加発注等を取りまとめること。また、広報媒体に使用する写真素材等の収集を行うこと。
- ・出展者に対し、イベントでの売上金額や満足度などに関するアンケートを実施すること。アンケートの内容については、県と協議の上、決定するものとする。

## (2) 会場設営・撤去

### ア 会場全体の設営・撤去

- ・会場管理者と調整し、スムーズで安全な設営・撤去を行うこと（必要設備・備品・機材の手配、電気工事、水道工事等を含む）。
- ・運営に当たっては設営・撤去に係る計画を作成すること。
- ・出展者の食材その他出展物等の搬入搬出や荷受け、配送が円滑に行えるよう計画を作成し、その運営に当たること。

【日程】 設営日 令和8年9月18日（金）9:00～21:00（予定）

撤去日 令和8年9月20日（日）16:00～21:00（予定）

※会場設営にかかるブース及び基本設備、その他仕様や現場での指示に伴う設備については、受託者が調達・設置するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

※大展示場内は、テント設営不要とする。

### イ ブース等設置・撤去

- ・出展（特産品・グルメ）ブースをはじめ、飲食ブース、ゴミステーション、ステージ、運営本部等イベント実施に必要なブース及び設備等を設置すること。
- ・出展ブースの規格を必ず提案すること。ただし、グルメブースは会場管理者・管轄保健所・消防署の指導の下、飲食提供が可能な仕様とすること。

- ・出展ブースには、以下の《基本設備》を設置すること。

《基本設備》

出展者表示看板、長机3台（白布又はビニールクロス込）、パイプイス3脚、スポットライト2灯（100w）、電源コンセント1個（差込口2口、容量1,500w）

※上記の基本設備は委託料に含むこととし、出展小間料は無料とする。

※県及び出展者の意向に合わせて、配置設備等の調整を行うこと。

※会場管理者に施設内で調理可能な食材を事前に確認し、出展者が来場者に食事を滞りなく提供できるよう調整を行うこと。

【基本設備以外の追加発注の対応について】

- ・基本設備以外の備品・什器に係るレンタル料を提示し、出展者の意向を確認の上、準備・設営すること。なお、レンタルに係る経費は出展者の負担とする。
- ・出展者がIHヒーターやフライヤー等の使用を希望する場合は、それに対応する電源を確保すること。なお、電源の確保に係る費用は出展者の負担とする。
- ・県、来賓及び出演者等の控室の設置を行うこと。
- ・イベント終了後、迅速に撤去作業及び原状復帰を行い、利用契約期間を厳守すること。

ウ 清掃

- ・イベント開催中、また、撤去終了後には、会場内の清掃及びゴミ処理を適切に行うこと。

(3) イベント運営

ア 各種手続き代行業務

- ・イベントが円滑に運営できるよう、両県出展者の各種申請手続きの代行をすること（保健所、消防署、警察署など）。

イ イベント運営管理

- ・両県の出展者や関係者と連携し、運営マニュアルや運営スタッフの人員体制計画を制作し、安全でスムーズなイベント運営管理を行うこと。
- ・当業務を確実に遂行するために必要な人員を配置すること。
- ・当業務を遂行するために必要な事務局の専用電話を設置すること。
- ・司会については、県が手配する司会者を活用することとし、その経費は委託料に含めない。
- ・イベント会場について、適切な警備体制を整えること。
- ・来場者がスムーズに移動できるよう、会場内外や通路に看板・案内図等を効果的に設置すること。
- ・会場内での電子決済対応を出展者に促すこと。
- ・来場者の安全確保や危機管理のため、次の計画を作成し、その運営管理をすること。  
A. 避難計画 B. 消防計画 C. 救護計画 D. 通信連絡体制
- ・本部に看護師を配置すること。
- ・来場者数の計測及び来場者の居住地、年齢層等の属性や参加動機などに関するアンケートを実施すること。アンケートの内容については、県と協議の上、決定するものとする。

また、回答率向上に向け、効果的な手法を検討すること。

- ・受託者による会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。

#### ウ 会場での演出運営

- ・岡山会場において、ステージイベントやワークショップ等の演出を行い、来場促進や瀬戸内海の恵、両県（岡山・香川）の食の魅力発信を図ること。
- ・開催日の初日にステージにてオープニングイベントを実施することとし、郷土芸能等、両県それぞれのコンテンツを取り入れた内容とすること。
- ・ステージイベントについては、大学生や高校生など学生によるステージイベント、キャラクターショー等、集客が見込めるコンテンツを可能な限り多く（1日当たり4回程度）取り入れること。
- ・ワークショップについては、両県の食の魅力を体感できるものとする。
- ・岡山県の食の魅力を発信するステージイベント及びワークショップについては、県内の大学生や高校生など若者が、地元の食材を活用した商品開発の取組等の活動を発信する場となるように企画すること。
- ・ステージイベント及びワークショップに要する費用（出演料等）は委託料に含めることとする。なお、出演者の謝金については、県と協議の上、適切な水準で決定すること。

#### エ 会場装飾制作

- ・看板・のぼり等の会場装飾一式を制作、設置すること。

#### オ シャトルバスの運行

- ・JR中庄駅とコンベックス岡山間において、シャトルバスを運行させること。シャトルバスの手配は受託者が行うものとする。
- ・シャトルバスの規格及び運送時間、本数は来場者を適切に輸送することが可能なものとする。

#### カ 駐車場の運営管理

- ・駐車待ちの車両が会場周辺の通行の妨げとならないように、会場の近隣に来場者用の臨時駐車場を確保すること。
- ・駐車場系の配置及び誘導看板等の設置により、来場者がスムーズかつ安全に来場できるよう手配すること。
- ・駐車場の警備について、適切な警備体制を整えること。なお、来場者用駐車場には警備員2名以上を必ず配置すること。

### (4) 広報・プロモーション

ア より多くの方の来場につながるよう、事業認知及び来場促進が図られる効果的な広報・プロモーションを行うこと。

イ デザインやコピー等については、香川県開催時のものを香川県側の受託者から引継ぎ使用し、一体的なイベントであることをPRできるようにすること。

ウ イベント当日、来場者が周遊しやすいような会場案内図、出展者・出展メニュー等を記載したチラシを作成し、配布すること。（A3サイズ両面カラー二つ折り、20,000枚程度作成を想定）

エ 県及び香川県側の主催者と連携し、より多くの誘客が図れるイベントの企画及び運営を行うこと。

オ PRチラシ（仕様：A4サイズ両面カラー30,000枚程度を想定）、ポスター（仕様：B2サイズ片面カラー600枚程度を想定）の制作及び配布を行うこと。また、出展者用、教育施設配布用、コンビニ広報用など委託者が指定する枚数に仕分けの上、指定箇所へ発送・納入を行うこと。

カ イベントの特設ホームページを制作し、公開すること。なお、令和7年度に制作した「岡山×香川つながる食の大博覧会」特設ホームページ（<https://www.okayama-kanko.jp/cp/shokuhaku/>）のシステムや掲載データの活用は可能であるが、デザインは令和8年度版に変更すること。なお、来場者が、目的とする出展者情報に容易に到達できるよう、デザインやレイアウトに工夫を凝らしたサイト構成を提案すること。

#### (5) 独自提案

(3) イベント運営又は(4) 広報・プロモーションについて、両県だけでなく近隣県など、より広域での集客力向上に資する内容を検討し、独自提案として企画書に記載すること。  
※独自提案は必須とする。

#### (6) その他

ア イベント開催に係る適正なイベント保険に加入すること。また、各出展者（香川県側出展者を含む。）に「生産物賠償責任保険（PL保険）」の加入を義務付けさせること。

イ 設営・撤去を含む3日間の会場\*の使用料（設営 [9月18日（金）]、本番 [9月19日（土）・20日（日）]、撤去 [9月20日（日）]）、光熱水費及び会場備品使用料については受託者が委託料の中から支払うこと。

※コンベックス岡山 大展示場及び屋外展示場

ウ 各種申請手続きを行うこと。

エ 開催当日の記録撮影を行うとともに、開催後に実施報告書を制作し提出すること。

オ 円滑な運営ができるよう、事前に関係するスタッフ等への説明を行うこと。

カ 必要に応じて委託者から指示のあった手続き業務等を行うこと。

### **【出展事務局（香川県会場）】**

香川県会場に出展する岡山県側の出展者について、県が提示する出展候補者（行政・団体）を香川県会場運営者（主催者及び委託事業者・会場含む）に対して、必要に応じて連絡・調整すること。

## 4 技術提案書の内容

晴れの国ガストロノミーツーリズム促進事業（岡山×香川つながる食の大博覧会）企画運営業務技術提案審査会の審査員が、具体的なイメージを掴むことができるよう、できる限り具体的に記載すること。

また、下記の項目ごとに区分して企画提案書を作成すること。

なお、提案内容が下記（1）及び（2）の各項目と合致しない、若しくは漏れている場合、当業務企画競争に参加資格がないと判断することがある。

## (1) 技術提案書

### ア 技術力・実施体制

- ・事業実施体制（体制図の作成及び本業務の業務責任者及び業務従事者についての役割、氏名、所属、役職、職務経験等を具体的に記載）
- ・過去5年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、本業務と同種の業務を受託し、全て誠実に履行した実績を記載すること。

### イ 企画コンセプト

### ウ 実施スケジュール

### エ イベント内容について

- ・会場レイアウト
- ・設営及び撤去について（方法やスケジュール等）
- ・ステージイベント、ワークショップ等の演出について  
※瀬戸内（岡山・香川両県）の食の魅力を伝える内容が好ましい。  
※大学生や高校生によるステージイベント及びワークショップの出演者については、県と協議の上、決定することとし、提案の時点では、出演の確約まで得る必要はないものとする。
- ・運営体制 など

### オ 広報・プロモーションについて

### カ 事務局業務

- ・（岡山会場）出展に係る連絡・調整のスキームや方法など
- ・（香川会場）必要に応じて岡山県出展者に対する連絡・調整のスキームや方法

### キ その他特記事項（提案に関し、特に強調しておくべき事項）

## (2) 事業経費

ア 提案内容に対し、適切な経費を見積ること。

イ 項目ごとに積算した経費を記載すること。

## (3) 技術提案書作成上の留意点

ア 企画書は、A4判（縦置・横置、縦書・横書は自由）とし、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

イ A4判を超える資料等を添付資料として使用する場合は、3つ折にするなどの対応をすること。

ウ 記載内容は原則企画書本体（以下「本体」という。）に記載するが、詳細事項など本体に記載しきれない場合は、「別紙」により説明すること。この場合、基本的事項を本体の項目欄に記載した上で、「詳細は別紙1を参照」と記載し、当該別紙の右上に「別紙1」と記載すること。別紙は本体の後に、番号順に添付すること。

## 5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県

と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

- (2) 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、岡山県個人情報保護条例（平成 22 年 6 月 25 日条例第 33 号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 6 報告書の作成等

- (1) 業務一連の概要と記録写真を合わせた「事業実施報告書」を作成し、データで提出すること。
- (2) 来場者向けアンケートを実施し、結果の集計・分析を行うこと。
- (3) 出展者向けアンケートを実施し、結果の集計・分析を行うこと。

## 7 その他留意事項など

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。
- (2) 本業務で制作、納品されたデザインやコピー、コメント、画像等の成果品に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は県に帰属するものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (5) 雇用者及び使用者として、労働関係法令を遵守すること。
- (6) 食品の取扱いについては、食品衛生法及び関連法令等を遵守し、出展者等において事故等が発生しないよう十分に注意すること。
- (7) 県からの指示により、必要な書類等を提出すること。
- (8) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (9) 県は、受託者に事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (10) 本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これらを保管しなければならない。